

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土曜日に代り、
日曜日は、
当日の翌日)

目次

- ◇ 告 示 保安林の指定の解除
解除予定の保安林
土地改良事業の施行の認可 (二件)

告 示

鳥取県告示第六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十九年一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字小浜字浜畑九四七の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由

海岸保全区域に指定するため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字柳茶屋一一五七の一、一一五七の一三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備・公衆の保健

(三) 解除の理由

公園道路敷地とするため

二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二二七、一三九〇の二二八、一三九〇の二三七(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

公園道路敷地とするため

〔「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六十二号

米子市長から申請のあつた市営土地改良（青木地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十三号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良（小原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】